

2008年9月7日

統計基本計画の枠組み(案)についてのコメント

統計委員会臨時委員 黒田昌裕

9月8日に予定されています第13回統計委員会・第15回基本計画部会合同会議、申し訳ありませんが所用のため欠席させていただきます。枠組み(案)について、コメントメモを提出させていただきます。

全体の構成は、概ね了承できるものと考えております。ただ、今回が新しい統計法に基づく初めての基本計画であり、統計法改正の趣旨の実現にむけて

統計行政の司令塔としての統計委員会の位置づけを統計委員会で再確認して、今後のわが国の統計をどのようなものにするかを目指して、司令塔が何をすべきかを明確にさせること。

わが国の統計行政が抱えている最大の問題は、国際性の欠如であり、それに対処する体制をどのようにするかを、統計リソースの問題、統計行政の組織体制の問題として、明確に捉えるべきであろう。

以上の全体のスタンスに加えて以下の課題について、どこかの章節で論ずることが必要であろう。

地方の統計調査の体制を地方分権化の流れの中でどのように扱うかという問題と同時に、地方分権を実効あらしめるために、各種の地方レベルでの統計の整備が不可欠であること。その際比較可能性を高め、行政の費用負担を削減するためには、ITの利用とその利用のための全国的システム構築に戦略的に取り組むべきであろう。

経済センサスに位置づけを基本計画の中で明確にすること。経済センサスは、今後のわが国の統計体系の根幹をなすものであり、これをどのような位置づけに置き、どのような内容にすれば、わが国の統計全体の質の向上に資することになるかを、統計委員会の責任において明確に記すべきである。すでに統計審議会で「枠組み」が議論されて、決定済みであるとする扱いは、統計委員会の統計に対する責任を自ら、出発の時点で放棄することになってしまうことになり、絶対にそうした扱いをすべきではない。

統計リソースの充実に関わる統計委員会の考え方を述べ、社会的ニーズ、政策ニーズにこたえることのできる組織体制を省益を超えて、中央省庁、地方行政あわせて構築すべきであることを提案すべきである。

学会レベルの知見と統計行政レベルの知見の協働体制を統計委員会を軸に構成していくことの重要性を真摯に議論して基本計画に盛り込むべきであろう。

以上